

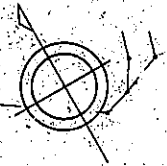
灘南部土地区画整理事業 面地確定図

(木場前七反町 番地 1 番地 ~ 22 番地)

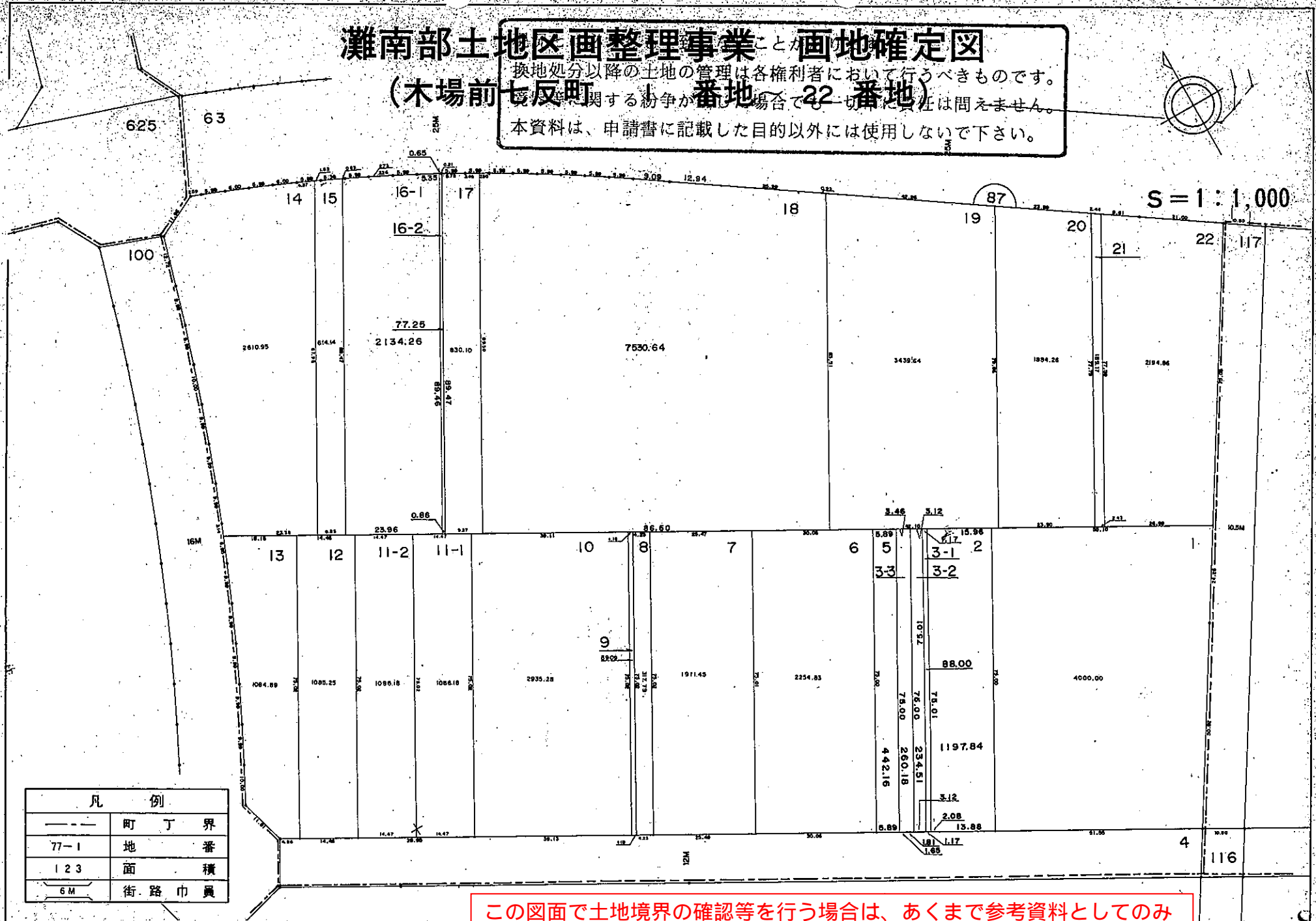
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。

境界等に関する紛争が生じた場合でも一切の責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。



S = 1 : 1,000

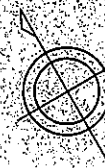


凡 例	
--- 町 丁 界	
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

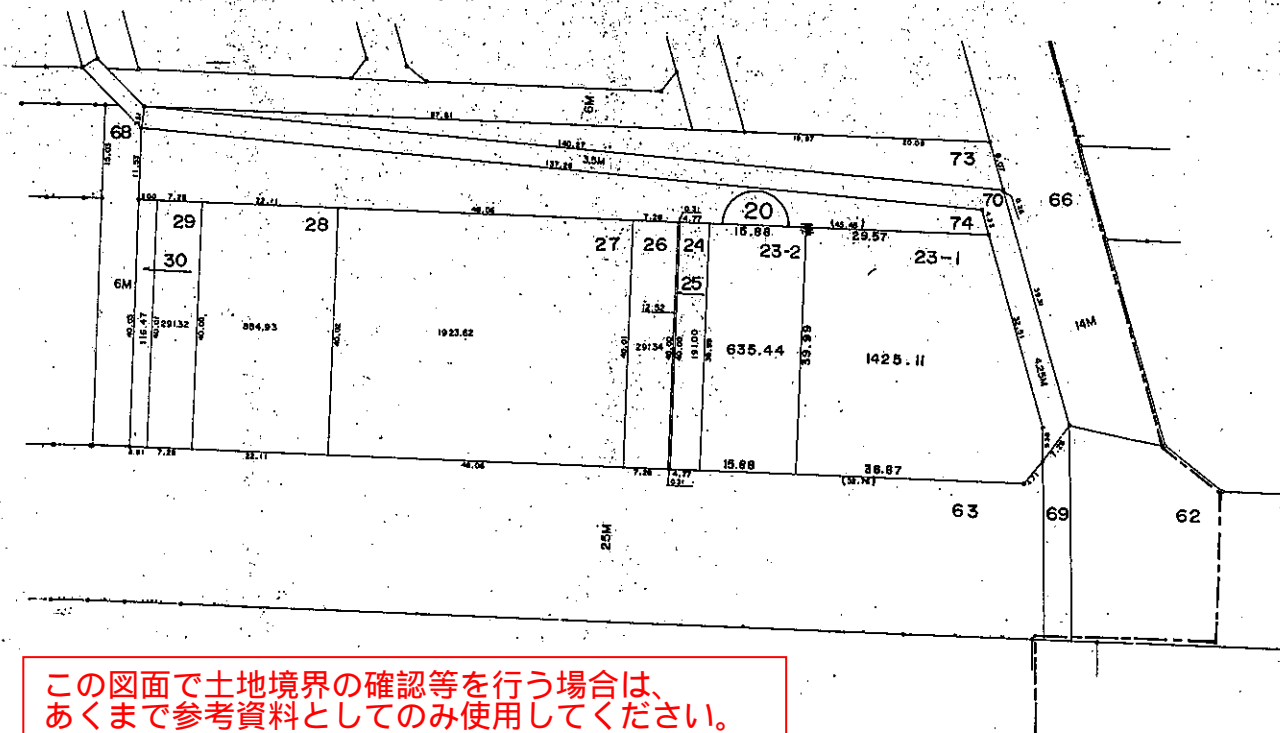
この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(木場前七反町 23 番地～30 番地)



S = 1 : 1,000



この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

凡 例	
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

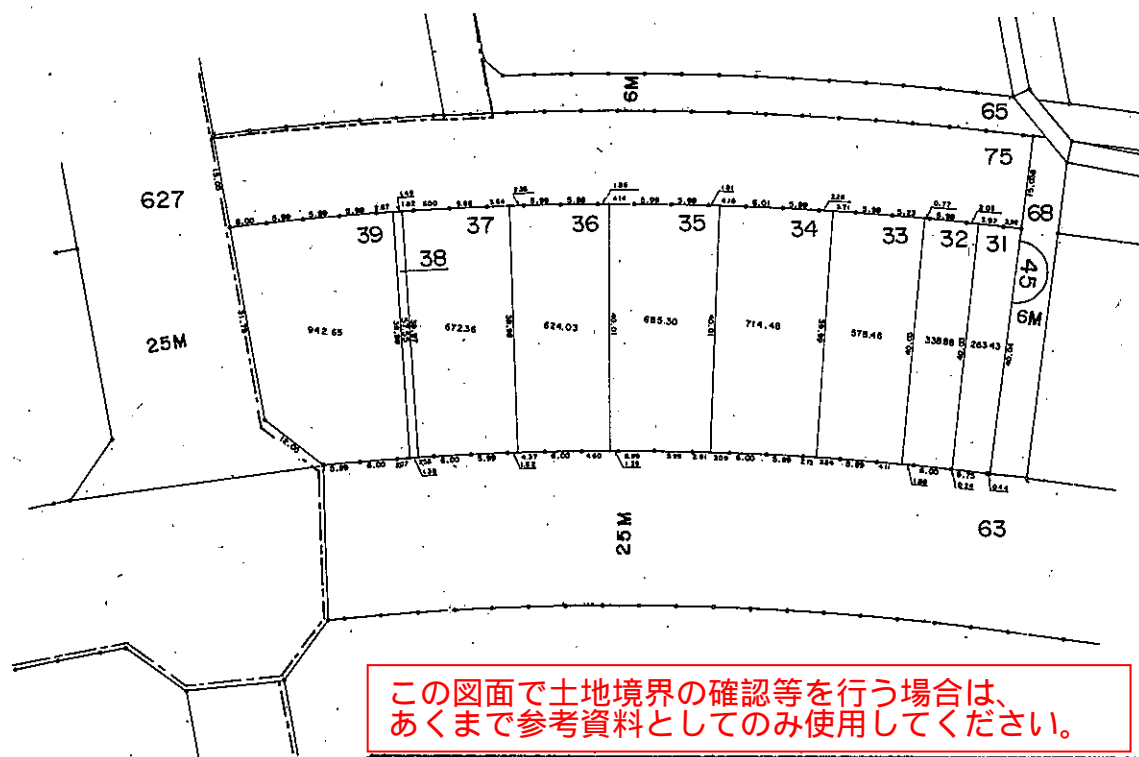
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(木場前七反町 31 番地～ 39 番地)



S = 1 : 1,000



この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

現況とは必ずしも一致しないことがあります。

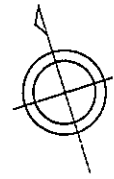
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

凡 例		
---	町 丁 界	
77-1	地 番	
1 2 3	面 積	
6 M	街 路 巾 員	

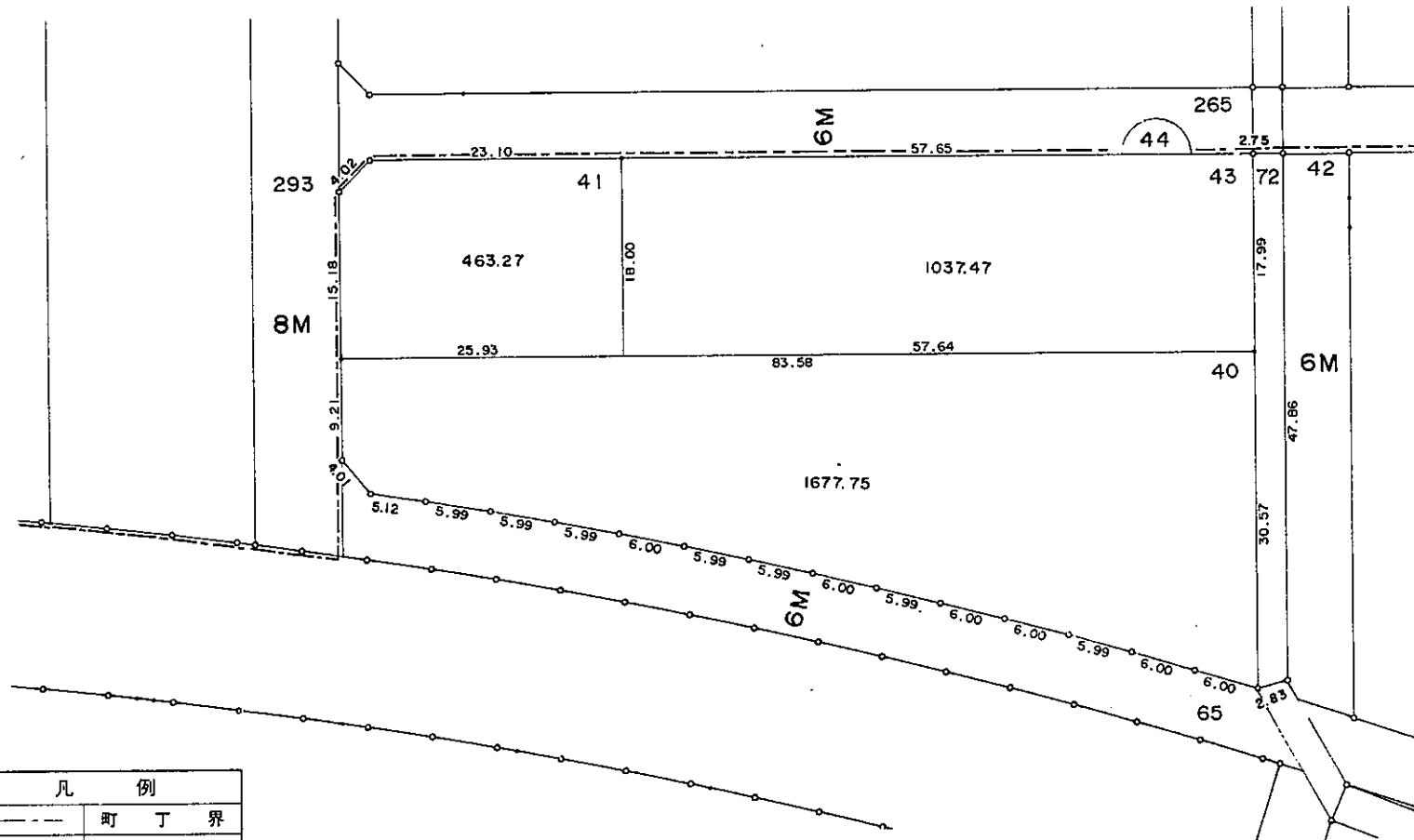
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(木場前七反町 40 番地～ 43 番地)

この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。



S = 1 : 500



凡 例		
---	町 丁 界	
77-1	地 番	
1 2 3	面 積	
6 M	街 路 巾 員	

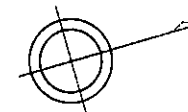
現況とは必ずしも一致しないことがあります。

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。

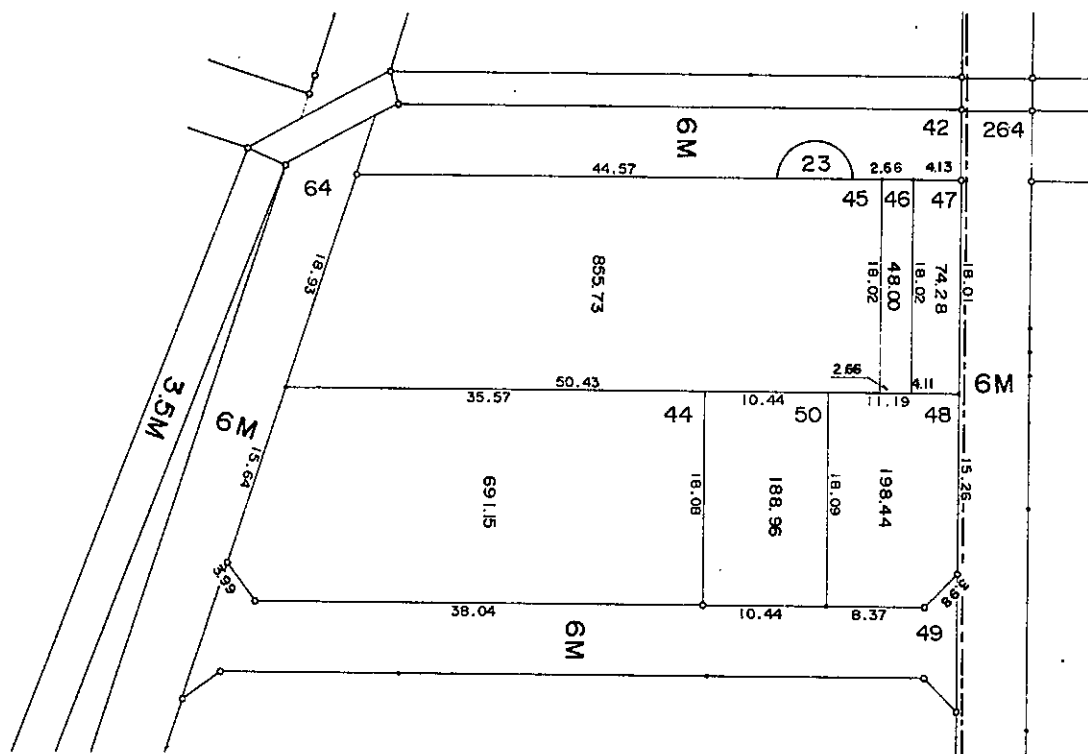
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。

本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

(木場前七反町 44 番地～ 50 番地)



S = 1 : 500

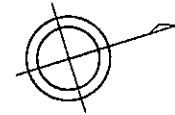


凡 例	
——	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

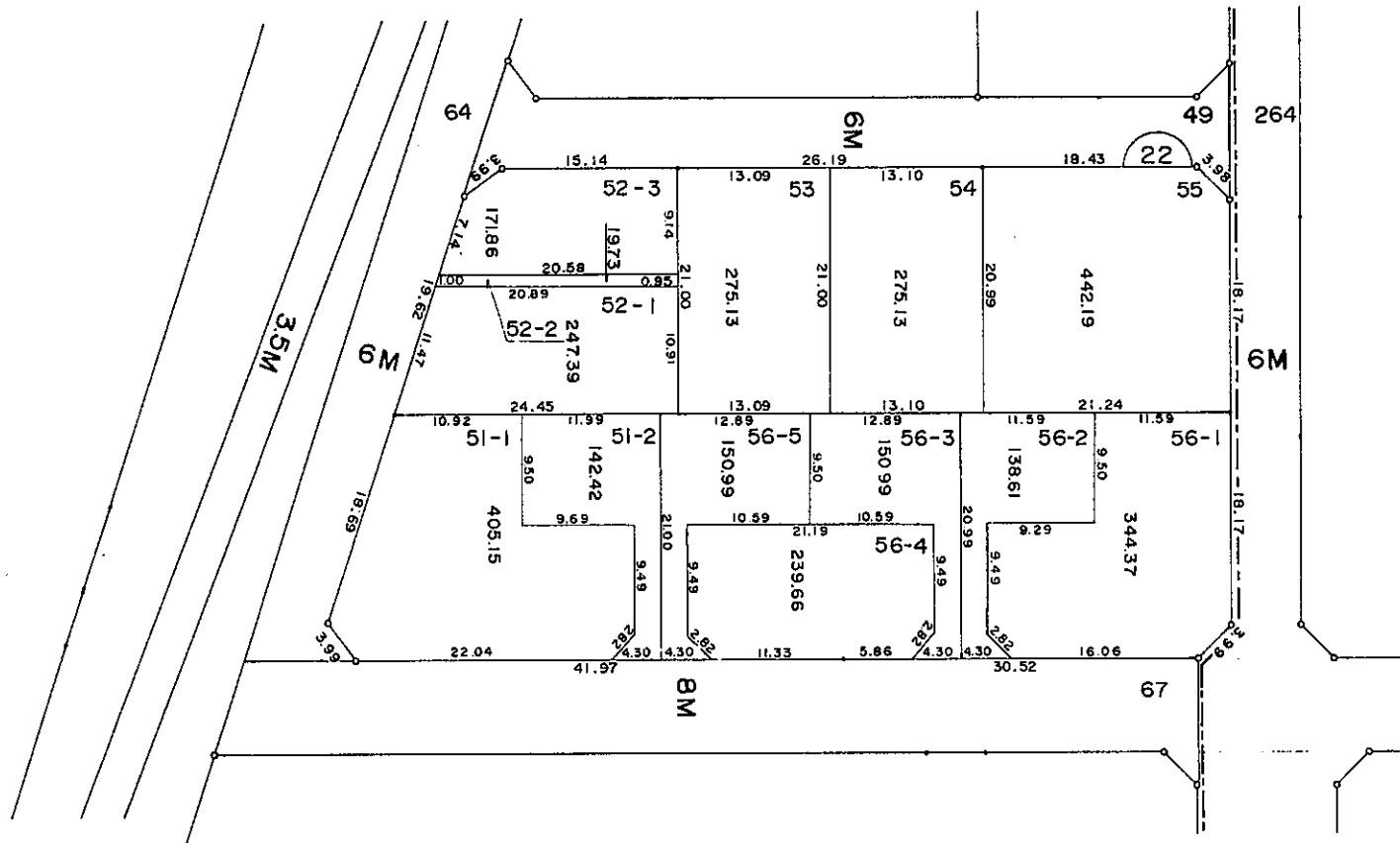
灘南部土地区画整理事業 画地確定図

(木場前七反町 51-1 番地 ~ 56-5 番地)



この図面で土地境界の確認等を行う場合は、あくまで参考資料としてのみ使用してください。

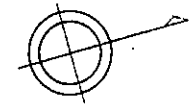
S = 1 : 500



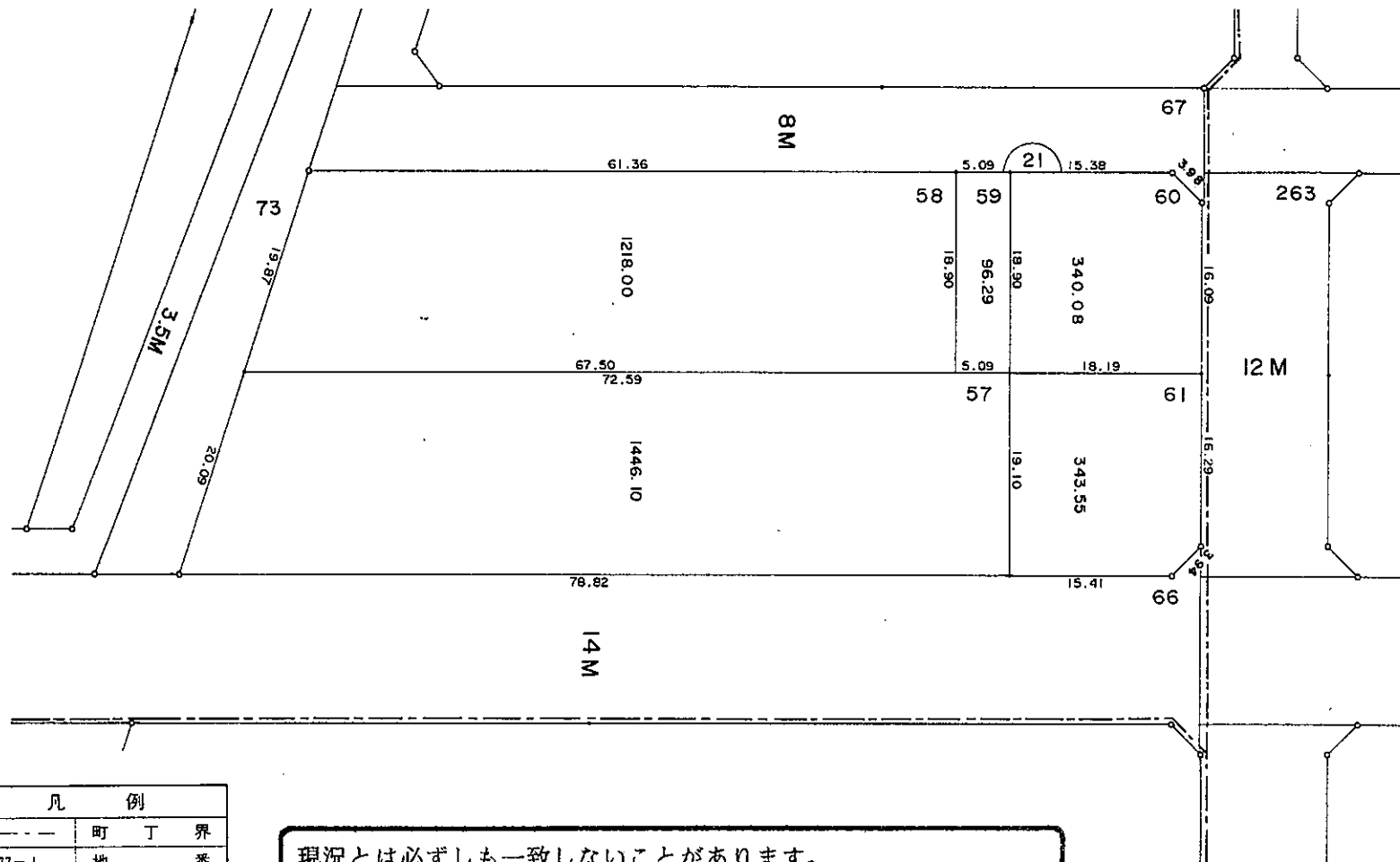
凡	例
---	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6M	街 路 巾 員

現況とは必ずしも一致しないことがあります。
換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。

(木場前七反町 57 番地～ 61 番地)



S = 1 : 500



凡 例	
—— —	町 丁 界
77-1	地 番
1 2 3	面 積
6 M	街 路 巾 員

換地処分以降の土地の管理は各権利者において行うべきものです。
境界等に関する紛争が生じた場合でも一切市に責任は問えません。
本資料は、申請書に記載した目的以外には使用しないで下さい。